

四種混合ワクチンの導入について ～ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオワクチン～

11月1日より、今までの三種混合ワクチンと単独不活化ポリオワクチンが一つになった、四種混合ワクチンが導入されることになりました。接種回数は、全部で4回となります。

また、四種混合ワクチンを接種できるのは、原則として今までに三種混合ワクチンとポリオワクチンを一度も接種していない乳幼児です。今までにどちらかを一度でも接種された方については、今までと同じワクチンを決められた回数接種してください。

なお、対象年齢・接種間隔などについては、下記のとおりです。

対象年齢／生後3カ月～90カ月未満

標準的な接種年齢

1期初回（1回目～3回目）は、生後3カ月から12カ月に達するまで

1期追加（4回目）は、1期初回接種終了後12カ月～18カ月に達するまで

接種間隔／1期初回（1回目～3回目）は、20日から56日までの間隔をおいて3回

1期追加（4回目）は、1期初回接種終了後6カ月以上の間隔をおいて1回

問い合わせ／子ども課 ☎(44)3600

フッ素塗布（無料）

矢板市歯科医師会の協力で、虫歯予防となるフッ素塗布と歯の健康相談を行います。

日時／12月2日(日)

9：00～11：00

場所／保健福祉センター

対象児／年中・年長児 相当

申し込み方法／未就園児の方は、11月30日(金)までにお申し込みください。

※市内幼稚園・保育所（園）に入園しているお子さんについては後日、園を通してご案内しますので、子ども課への直接の申し込みは必要ありません。

※塗布に影響しますので、お越しになる1時間以内のご飲食は、ご遠慮ください。

申し込み・問い合わせ／子ども課 ☎(44)3600

歳末たすけあい見舞金

歳末たすけあい運動で皆さまから寄せられた募金から、支援を必要とする世帯に対して見舞金を支給します。

次に該当し、支給を希望される方は、矢板市社会福祉協議会窓口へ直接申請（郵送不可）してください。体の不自由な方など、窓口へ来られない場合は、地区担当民生委員にご相談ください。

※申請書は社会福祉協議会にあります。

該当する世帯／

市内に住み（住所登録がある）経済的に困窮している世帯で、生活維持に努力していることが認められる世帯(生活保護を受けている世帯を除く)。

※世帯の収入基準などがあるため収入を証明する書類が必要です。

申請期限／12月3日(月)

申請・問い合わせ／

社会福祉協議会（きずな館）☎(44)3000

各種手当のご案内

次のような各種手当の受け付けを行っています。詳しくは、お問い合わせください。

※申請の際は事前にご相談ください。

手当の種類	対象者	支給制限 (次のような方は対象外となります)	手続きに必要なもの	窓口 問い合わせ
児童手当	誕生～15歳になって最初の3月がくるまでの子どもを養育している方(支給は申請の翌月から)		●印鑑 ●健康保険証 ほか必要書類	子ども課 ☎(44)3600
遺児手当	両親または父母の一方が死亡した義務教育修了前の児童を養育している方	●住民税の所得割が課税されているとき ●児童が施設に入所しているとき	●印鑑 ●戸籍謄本	
児童扶養手当	次のいずれかを満たす、18歳になって最初の3月がくるまでの児童を養育するひとり親家庭の父または母、あるいは養育者 ●父または母が婚姻を解消している児童 ●父または母が死亡している児童 ●母が婚姻によらないで出産した児童 ●父または母の生死が明らかでない児童 ●父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ●父または母が重度の障害にある児童 ●父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ●父母ともに不明である児童 ●父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童	●本人・扶養義務者の所得が一定額以上あるとき ●児童が施設に入所しているとき ●公的年金を受給しているとき	●印鑑 ●戸籍謄本 ●年金手帳 ●預金通帳 ●健康保険証 ほか必要書類	
特別児童扶養手当	精神・身体が中程度以上の障がいの状態にある児童を監護している父母、または養育している方	●本人・扶養義務者の所得が一定額以上あるとき ●児童が施設に入所しているときなど	●印鑑 ●住民票 ●戸籍謄(抄)本 ●預金通帳 ●身体障害者手帳または、療育手帳または、診断書	福祉高齢課 ☎(43)1116
特別障害者手当	精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方	●本人・扶養義務者の所得が一定額以上あるとき ●施設に入所しているとき ●継続して3カ月以上入院したとき	●印鑑 ●住民票 ●戸籍謄(抄)本 ●預金通帳 ●身体障害者手帳または、療育手帳または、診断書 ●障害年金受給者の方は、その金額が分かるもの	
障害児福祉手当	精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の児童	●本人・扶養義務者の所得が一定額以上あるとき ●児童が施設に入所しているとき ●障がいを支給事由とする公的年金を受給しているとき	●印鑑 ●住民票 ●戸籍謄(抄)本 ●預金通帳 ●身体障害者手帳または、療育手帳または、診断書	
特定疾患者福祉手当	4月1日現在、矢板市に住所が有り、特定疾患・小児慢性特定疾患にかかっていた方、またはその保護者(親族)		●印鑑 ●預金通帳 ●一般特定疾患医療受給者証または、小児慢性特定疾患医療受診券または、福祉手当用証明願	
重度心身障害児者介護手当	身体障害者手帳(1級・2級)または療育手帳(A1・A2)を所持している方を、在宅で常時介護している方	●障がい児者が入院したとき、または施設に入所したとき	●印鑑 ●預金通帳 ●身体障害者手帳または、療育手帳	

